

# 羅臼町公營企業經營計畫

## ◆ 水 道 事 業

平成24年12月

羅臼町建設水道課

## はじめに

地方公営企業法は、第3条（経営の基本原則）で「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と規定している。

公営企業は、企業体として「経済性」を確保するだけでなく、公営としての「公共性」も確保していくことが求められている。

現在、水道事業を取り巻く環境は従来とは大きく変化している。人口減少社会の到来は水道使用者の減少をもたらし、節水型機器の定着により水道使用量の減少傾向が続いており、経営に必要な料金収入の確保が厳しい状況となっている。

このような状況下で北海道は、水道行政の基本的指針となる「北海道水道ビジョン」を平成23年3月に策定し、広域化や官民連携など地域に合わせた方策を示し、既に策定している「北海道水道基本構想」を改定し、道内を6地域の圏域に分割し具体的な取り組みを推進し平成24年度に策定する予定です。

水道事業については、地方公営企業法という特別法の規定に基づき運営されているが、民間に近い経営感覚や経営手法が期待されることから経営指針、経営計画等を明確にしなければならない。

水道事業は、多額な設備投資を要するとともに、安定的にサービスを供給する社会的役割を担っていることから、経営の健全化・効率化等経営基盤の強化を図るべく経営計画を策定する。

# 目 次

## 1、水道事業

第1	計画期間	1
第2	経営の健全化の基本方針	1～3
第3	具体的な事業運営	4
第4	収支資金計画	5～10

### 【資料】

- ・ 企業債償還金年次別一覧表
- ・ 差引留保資金内訳
- ・ 人口推計
- ・ 世帯数及び給水戸数

# 水道事業経営計画

## 第1 計画期間

### 平成25年度から平成40年度までの16年間

・企業債の元利償還が平成39年度に終了することを踏まえ、その後の1年間を加え16年間とし、羅臼町の第6期後半から第8期前半にわたる羅臼町総合計画とも連動しながら長期的に計画する。

## 第2 経営の健全化の基本方針

### (1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

・水道事業は、コレラ等の水系感染症対策を目的とした公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的としており、水道事業法第2条の「国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が必要な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」との規定に基づき、安全で良質な水を安定的に、より安い公正な料金で提供することが求められている。

### 【羅臼町の水道事業概要】

・当町における水道は、上水道1施設、簡易水道2施設により地域住民に生活用水を供給している。

上水道は、昭和30年代に八木浜町及び湯の沢町の2箇所を設置されていたが、安定安心な供給を目指すため、平成7年10月に2箇所を湯ノ沢町に羅臼町上水道施設として統合した。供給エリアは、春日町から海岸町までとなっている。

また、簡易水道については、昭和59年に整備した峰浜簡易水道（供給開始から28年経過）及び昭和42年に整備した岬簡易水道（供給開始から45年経過）があります。

### ◎上水道及び簡易水道の概要（平成23年度決算数値）

施設別	給水人口	給水普及率	年間配水量	年間給水料	有収率
羅臼町上水道	5,337人	99.9%	1,099,706 m <sup>3</sup>	560,578 m <sup>3</sup>	51.0%
峰浜簡易水道	180人	100.0%	68,811 m <sup>3</sup>	17,382 m <sup>3</sup>	25.3%
岬簡易水道	309人	87.5%	1,099,706 m <sup>3</sup>	21,854 m <sup>3</sup>	59.7%
計	309人	99.1%	1,099,706 m <sup>3</sup>	599,814 m <sup>3</sup>	49.8%

## （２）公営企業として実施する必要性に関する事項

・公営企業として実施することとされている根拠として、上水道事業は「地方公営企業法第２条第１項第１号」に規定され、また、簡易水道事業は、「地方財政法施行令第３７条」に定める事業として「地方財政法第６号」に該当し、当該企業の経営に伴う収入で運営する独立採算を基本としている。

当町では、水道事業が町民生活の向上に必要な事業であると判断し、公営企業として実施する。

## （３）組織・定員に関する事項

・地方公営企業法に規定する「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を推進するように運営されなければならない」とする基本理念を達成するために、サービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成を進める。

・当町では、従前の水道課と建設課が機構改革により合体して、現在の建設水道課となっているところである。また、水道係長及び水道係の計２名の定員となっているが、水道技術管理者が１名（水道係長）なため、安全安心な供給体制を維持するため、不在による空白期間が無いように後任の水道技術管理者の確保が必要である。

## （４）投資に関する事項

・当町の水道は簡易水道による小規模な施設があり、早い時期に整備されたことから老朽化の進行により本格的な施設更新が必要である。このため、水道施設の耐震化も含めた更新を行うとともに、漏水が特に多い地域から漏水対策と有収率の向上のため、平成２５年度より年間５００万円の予算で老朽化した管路の計画的な更新等を進めながら、貴重な水資源の効果的な使用を進めることにより経費の節減に努める。

## （５）料金改定及び未収金徴収対策に関する事項

・料金の改定は、平成７年から２０年にかけて順次行っている。結果的に全国一高い水道料金となっているところである。

また、人口減少による給水人口の減少と共に町民の節水志向の定着により今後も水道使用量の減少傾向が続くものと思われるため、料金改定に伴う収入増は多く見込めないことから、経営に必要な料金確保が厳しくなっていくことが課題となる。

・このような状況下で、国は消費税改定について平成２６年４月から８％、平成２９年１０月から１０％を予定しているが、全国一高い水道料金であること

から、現状料金を堅持しつつの料金改定(実質は料金減額)を検討する。

- ・料金収入見込みについて、総計上、年々人口は減少しているが世帯数(給水戸数)は横ばい状態にあるため若干の減少を見込むものの、大幅な収入減は見込んでいない。

- ・水道料金の未納に対しては、電話や督促等を実施し誓約履行による計画的な支払を図り、誠意の無い者については停水処分を実施する。

#### (7) 経営基盤の強化に関する事項

- ・「北海道水道ビジョン」を基本に、「北海道水道基本構想」の策定された広域的運営については、当町は近隣町と離れているため、単独で事業運営を行わなければならない。

- ・民間委託等により実施可能な業務については、適切な管理監督のもとに、適正な業務運営の確保及びサービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的且つ計画的に民間委託等を推進する。

- ・施設整備事業や事務事業等に関しては、一般会計事業と相互協力関係を構築しつつ、サービスの充実や経営改善を図る。

#### (8) 資金管理・調達に関する事項

- ・資金計画を策定し、内部留保資金等の活用可能な資金を効率的且つ適切に運用する。また一時借入金の必要が生じないよう経費の適正な執行管理に努める。施設整備の資金調達に関しては、国の支援がある企業債又は水道水源開発施設整備費による補助金等を活用して、費用の平準化を図り健全経営に努める。

#### (9) 情報公開に関する事項

- ・町報やホームページ等の活用により、町民から水道事業を正しく理解していただき、より良い評価をいただけるよう、予算、決算状況、料金、新規加入手続き等をわかりやすい広報にて周知する。

#### (10) 災害時の対応

- ・水道事業が町民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスであることをふまえ、「羅臼町地域防災計画」を基本に、平成23年3月に策定した「水道各対策マニュアル」により、防災安全対策(施設の耐震化等)を強化するとともに、災害時に迅速な緊急対応ができる体制を構築する。

※「水道各対策マニュアル」とは、地震・風害・水質汚染・管路事故・濁水・テロ・施設及び停電事故の7項目の対策マニュアルである。

### 第3 具体的な事業運営

#### (1) 平成25年度

・平成25年度にマッカウストーンネル完成に伴い、トンネル内に布設する配水管経費が約7千万となり、財源として起債（公営企業債）による方法もあるが、これ以上の起債による充当は、新たな償還が発生し負担増となるため、自己資金（約1億円）を取り崩しての対応となるが、多額な補修等の支出が無い限り収支不足は生じない。万一の場合は一時借入（2千万が限度）で対応する。

～留保財源 約420万

#### (2) 平成26年度～平成35年度の10年間

・「水道料金高料金対策交付金」（約3,300万円）の交付条件となる資本費単価が平成27年度で基準を超える為平成26年度で終了となるが、留保資金不足のため平成26年度より収支不足を生じ、平成35年度までとなる見込みの為、一般会計より繰入が必要となってくる。（単位：千円）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
繰入額	17.714	71.256	50.404	43.239	48.239	46.586	46.586	46.585	46.586	25.271

繰入合計 445.074千円

#### (3) 平成37年度～平成40年度の4年間

・企業債元利償還金の減少により、収支不足の補填財源である留保資金が平成36年度から生ずる。（単位：千円）

年 度	H36	H37	H38	H39	H40
留保資金	1.196	10.851	45.202	85,824	130,274

#### (4) 平成25年度～平成40年度の16年間

・平成25年度から当面の間、年間500万円の予算で少しずつ老朽管更新事業を行い、平成37年度からは耐震化に伴う施設補修等を行う。また財源確保として「水道水源開発施設整備費による補助金」等を活用する。（単位：千円）

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
老朽管	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000
施 設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 度	H35	H36	H37	H38	H39	H40				
老朽管	5.000	5.000	10.000	15.000	15.000	15.000				
施 設	-	-	10.000	20.000	20.000	20.000				

